２　［略］

３　前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

５　法第四条第二項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第六条の二　信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［略］

四　当該認可に係る他業業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　［略］

五　当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［略］

２　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

２　［同上］

３　前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

５　法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び前項に規定する議決権について準用する。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二　信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［同上］

四　当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ　［同上］

五　当該認可に係る当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　［同上］

２　［同上］

一　当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。